平成２７年（フ）第５３９４号
大阪府枚方市野村中町20―６、住民票上の住所大阪府枚方市田口２丁目30番19号
債務者　中谷　浄子
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５４０７号
大阪府東大阪市大蓮南１丁目16番15号片倉マンション202号、前住所大阪府東大阪市小若江１丁目17番２号アルプスハウス208号
債務者　梶原　美和
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７９号
大阪市北区中崎１丁目３番４―313号
債務者　髙田　治樹
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１３号
大阪府池田市畑１丁目17番12号　シャトレー石澄106
債務者　米森　義隆
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７６号
大阪府守口市滝井西町１丁目７番11号
債務者　御蔭美智子
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８４号
大阪府高槻市明野町10番10号、前住所大阪府高槻市大畑町２番７号
債務者　大野幸代子
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５８４号
埼玉県狭山市大字水野189番地の26
債務者　安田　孝雄
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６５７号
埼玉県川越市岸町１丁目43番地２（Ｋ６―202号室）
債務者　小関　國夫
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６８６号
埼玉県坂戸市関間１丁目10番71号　フロンティア21―101号室
債務者　内山　恵子
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１号
山形県南陽市三間通37番地の18
債務者　佐藤　　剛
1　決定年月日時　平成28年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第２号
山形県南陽市三間通37番地の18
債務者　佐藤　香織
1　決定年月日時　平成28年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第６４７号
埼玉県川越市神明町46番地11（グリーンコーポ103号室）
債務者　木島　里佳
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２４１号
岡山県倉敷市西坂1374番地130
債務者　宮原　広吉
1　決定年月日時　平成28年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２６２号
岡山県倉敷市連島町鶴新田2487番地１　Ｂ103
債務者　森下　政照
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第５２号
静岡県菊川市嶺田2533番地の６
債務者　小笠原　稔
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月21日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２８年（フ）第２３１号
東京都板橋区西台４丁目４―10―701
債務者　壇　　民保
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５０号
東京都練馬区練馬３丁目４―27　レオパレス豊島園第１―102号室
債務者　森外真由美
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部